

様式 2

不利益処分に係る処分基準

処 分 の 名 称		指導・指示に従わないときの保護の変更・停止・廃止
根拠条例・規則名		生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号） さいたま市福祉事務所長事務委任規則（平成 15 年さいたま市規則第 43 号）
条 項		第 62 条第 3 項 第 2 条第 1 項
所 管 部 課		区役所 健康福祉部 福祉課
処 分 基 準	基 準 （未設定の場合 はその理由）	<p>被保護者は、法第 62 条に規定された下記条項に基づいて福祉事務所長が決定、及び指導・指示を行ったときは、これに従わなければならない。また、保護施設を利用する被保護者は、法第 46 条により定められたその保護施設の管理規程に従わなければならない。福祉事務所長は、被保護者がこれらの義務に違反したときは、保護の変更、停止、又は廃止をすることができる。</p> <p>1．保護の実施機関は、居宅における保護では保護の目的を達しがたいとき、又は被保護者が希望したときは、被保護者を救護施設、更生施設若しくはその他の施設に入所させ、若しくはこれらの施設に入所を委託し、又は私人の家庭に養護を委託して行うことができる。</p> <p>2．保護の実施機関は、被保護者に対して、生活の維持、向上その他保護の目的達成に必要な指導又は指示をすることができる。</p>
	設定等年月日	昭和 25 年 5 月 4 日設定 平成 23 年 3 月 31 日最終改正
備 考		上記によって保護の変更、停止又は廃止の処分をする場合は、当該被保護者に対してあらかじめ当該処分をしようとする理由、弁明すべき日時及び場所を通知し、弁明の機会を与えなければならないことが、法第 62 条第 4 項に規定されている。